

3 研究種目の内容

学術変革領域研究（A・B）

〔学術変革領域研究（A）：科学研究費補助金〕

〔学術変革領域研究（B）：科学研究費補助金〕

(1) 学術変革領域研究（A）

ア) 目的

多様な研究者の共創と融合により提案された研究領域において、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化や若手研究者の育成につながる研究領域の創成を目指し、共同研究や設備の共用化等の取組を通じて提案研究領域を発展させる研究。

イ) 対象

学問分野に新たな変革や転換をもたらす、既存の学問分野の枠に収まらない新興・融合領域の創成を目指す研究領域、又は当該学問分野の強い先端的な部分の発展・飛躍的な展開を目指す研究領域であって、多様な研究グループによる有機的な連携の下に、新たな視点や手法による共同研究等の推進により、革新的・独創的な学術研究の発展が期待されるもので、次の1)～3)の全ての要件及び該当する場合は4)の要件を満たすもの。

- 1) 基礎的研究（基礎から応用への展開を目指すものを含む。）であって、複数の分野にまたがる研究領域の創成や革新的な学術研究の発展が期待されるもの。
- 2) 「(i)国際的な優位性を有する（期待される）もの」、又は「(ii)我が国固有の分野若しくは国内外に例を見ない独創性・新規性を有する（期待される）もの」。
- 3) 研究期間終了後に、個々の研究課題について十分な成果が期待されるとともに、これまでの学術分野の概念や方法論を変革することなどが研究領域の成果として十分に期待されるもの。
- 4) 過去に「新学術領域研究（研究領域提案型）」又は他の研究費制度において採択された研究領域を更に発展させる提案については、当該研究費で期待された成果が十分に得られており、それまでの成果を踏まえ、更に強い先端的な部分の発展・飛躍的な展開を図る内容となっているもの。

ウ) 応募金額

1 研究領域の応募金額は、単年度当たり 5,000 万円以上 3 億円までとします。
なお、真に必要な場合には、1 研究領域の応募金額の上限を超える応募も可能です。

※ 1 研究領域の単年度当たりの応募金額の総額が 3 億円を超える研究計画の取扱い
必要とする理由を領域計画書の該当欄に詳細に記入を求め、その必要性について審査を行います。

エ) 研究期間（領域設定期間）

5 年間（左記以外の研究期間の応募は審査に付しません。）

オ) 採択予定領域数

令和元(2019)年度新学術領域研究（研究領域提案型）の採択数（18 研究領域）と同数程度の採択を予定

カ) 審査区分

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、審査を希望する区分を以下のうちから必ず一つ選択してください。

「学術変革領域研究区分（Ⅰ）」主に大区分「A」の内容を中心とする研究課題。

「学術変革領域研究区分（Ⅱ）」主に大区分「B」「C」「D」「E」の内容を中心とする研究課題。

「学術変革領域研究区分（Ⅲ）」主に大区分「F」「G」「H」「I」の内容を中心とする研究課題。

「学術変革領域研究区分（Ⅳ）」主に大区分「J」「K」の内容を中心とする研究課題。

（各大区分の内容については、別表2「科学研究費助成事業 審査区分表」（64 頁）を参照してください。）

キ) 研究領域の構成（基準を満たしていない応募研究領域は審査に付しません。）

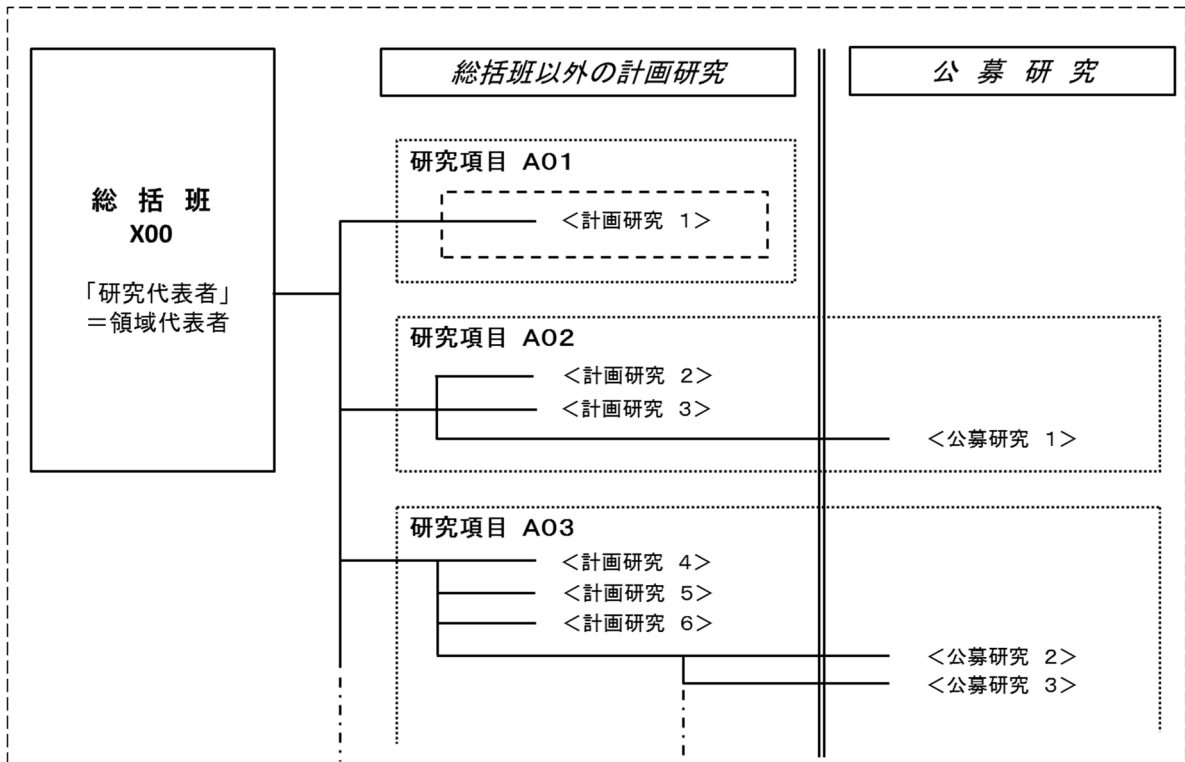
- ・研究領域は、「計画研究」及び「公募研究」により構成してください。
 - ・「計画研究」は、「総括班」と「総括班以外の計画研究」により構成されます。
 - ・「総括班」を必ず一つ設けてください。また、「総括班以外の計画研究」及び「公募研究」をそれぞれ相当数設けてください。
 - ・「総括班」は、主に研究領域全体のマネジメントを実施するための組織です。研究の実施を目的とする計画は認めません。
 - ・次代の学術の担い手となる研究者（令和2(2020)年4月1日現在で45歳以下の研究者）を研究代表者とする「総括班以外の計画研究」が複数含まれる領域構成としてください。
 - ・研究期間の途中から計画研究を追加することを想定した計画は認めません。
 - ・「公募研究」は、研究期間は2年間（領域設定期間の2～3年目及び4～5年目）とし、領域設定期間の1年目に令和3(2021)～令和4(2022)年度分、3年目に令和5(2023)～令和6(2024)年度分の公募を行い、次の最低基準のいずれかを上回るよう設定してください。その際、最低基準を上回るとどまらず、学術変革領域研究（A）の目的及び当該研究領域の特性を踏まえ、当該研究領域の研究の幅広い発展を目指す上で必要な件数及び必要な金額とするよう努めてください。
- 1年目と3年目それぞれの採択目安件数が15件を上回ること
- 公募研究に係る経費の総額（令和3(2021)～令和6(2024)年度の合計）が研究領域全体の研究経費（5年総額）の15%を上回ること

○研究領域の構成及び役割

計画研究	総括班	研究領域の全体的な研究方針の策定、企画調整、研究支援活動（国際活動支援（研究領域の国際展開を進める上で最適な方針の策定（現在行われている国際的研究の発掘による研究領域の強化、新たな国際ネットワークの開拓等）、国際的な動向分析、支援活動（国際共同研究の推進や海外ネットワークの形成（国際的に評価の高い海外研究者の招聘やポストドクターの相互派遣等））、研究領域内で共用される設備・装置の購入、開発、運用又は実験試料や資材の提供など）等を行う組織（研究を行わない組織）
	総括班以外の計画研究	研究領域を発展させるため、領域代表者（「総括班」の研究代表者）が、当該研究領域に関する研究を行う者をあらかじめ組織して、計画的に進める研究
公募研究	一人の研究者が、当該研究領域の研究をより一層推進するために「計画研究」と連携しつつ行う研究	

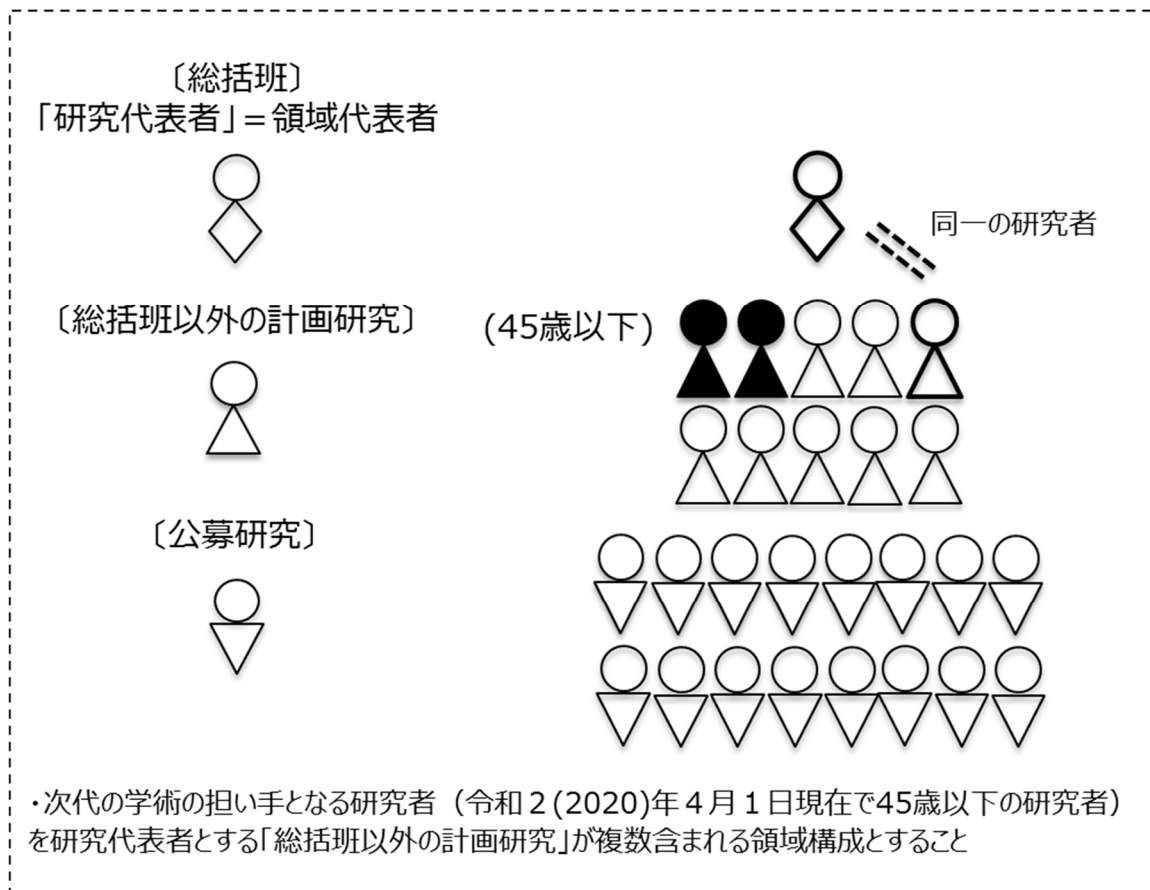
- 注1. 公募研究の金額を設定する際は、1課題当たりの研究遂行が十分可能な研究経費を計上してください。
2. 研究領域を効率的に発展させるため、研究テーマや研究領域における役割などにより、「計画研究」や「公募研究」をグループ化した研究項目を設定することができます。
 3. 研究代表者の交替は、「総括班」以外は原則認められません。計画研究代表者が欠けた場合（死亡等）は、科学技術・学術審議会における審査を経た上で例外として認められる場合があります。
 4. 「総括班」研究課題の直接経費を、当該研究領域の他の研究課題の研究を遂行するために直接必要とする経費として配分することは認められません。

○研究領域の構成イメージ



※研究項目には、電算処理の都合上、A01 などの研究項目番号を付すこととなりますが（総括班については X00 とします）、具体的な付番方法については、「令和 2 (2020) 年度科学研究費助成事業—科研費—公募要領（学術変革領域研究（A・B））別冊」を御覧ください。

○次代の学術の担い手となる研究者の参画イメージ



○研究領域の構成員の「総括班」への参画について

「総括班」の研究代表者及び研究分担者は、以下に示すとおりです。

「総括班」		研究領域における立場
研究代表者	＝	領域代表者
研究分担者	＝	「総括班以外の計画研究」の研究代表者又は研究分担者

ただし、「総括班以外の計画研究」の研究代表者は必ず「総括班」の構成員（研究分担者又は研究協力者）になるものとします。

ク) 中間評価、事後評価

- ・領域設定期間の4年度目に中間評価、領域設定期間終了年度の翌年度に事後評価を実施します。
- ・中間評価の結果に基づき、研究計画の見直しや調整、配分額の変更（助成の停止を含む）を行う場合があります。

ケ) その他

- ・領域設定期間の2年度目に採択時の所見における指摘事項等を踏まえて改善が行われているかフォローアップを実施します。
- ・領域研究の進捗状況等を踏まえ、継続する計画研究の見直し等について、審査を経た上で手続を行うことが可能です。
- ・データマネジメントプラン（DMP）の提出について
 研究データの管理・利活用に関しては、「第5期科学技術基本計画」（平成28(2016)年1月22日閣議決定）及び「統合イノベーション戦略2019」（令和元(2019)年6月21日閣議決定）等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められています。
 このため、学術変革領域研究においては、採択された研究領域の領域代表者に対し、交付申請時に、当該研究領域における研究成果や研究データの保存・管理等に関するデータマネジメントプラン（DMP）の提出を求める予定です。
- ・学術変革領域研究においては、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の終了研究領域を対象としている「終了研究領域の研究成果の取りまとめを行うための経費」の公募は行わない予定です。

(2) 学術変革領域研究（B）

ア) 目的

次代の学術の担い手となる研究者による少数・小規模の研究グループ（3～4グループ程度）が提案する研究領域において、より挑戦的かつ萌芽的な研究に取り組むことで、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域の創成を目指し、将来の学術変革領域研究（A）への展開などが期待される研究。

イ) 対象

学問分野に新たな変革や転換をもたらす、既存の学問分野の枠に収まらない新興・融合領域の創成を目指す研究領域であって、少数・小規模の研究グループによる有機的な連携の下に、新たな視点や手法による共同研究等の短期的な取組により、革新的・独創的な学術研究の創成が期待されるもので、次の1)～3)の全ての要件を満たすもの。

- 1) 基礎的研究（基礎から応用への展開を目指すものを含む。）であって、複数の分野にまたがる研究領域や革新的な学術研究の創成を目指すもの。
- 2) 「(i)国際的な優位性を有する（期待される）もの」、又は「(ii)我が国固有の分野若しくは国内外に例を見ない独創性・新規性を有する（期待される）もの」。
- 3) 研究期間終了後に、個々の研究課題について十分な成果が期待されるとともに、これまでの学術分野の概念や方法論を変革する可能性を有することなど、学術変革領域研究（A）への展開などが期待されるもの。

ウ) 応募金額

1 研究領域の応募金額は、単年度当たり 5,000 万円以下とします。

エ) 研究期間（領域設定期間）

3 年間（左記以外の研究期間の応募は審査に付しません。）

オ) 採択予定領域数

学術変革領域研究（A）と同数程度の採択を予定

カ) 審査区分

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、審査を希望する区分を以下のうちから必ず一つ選択してください。

「学術変革領域研究区分（Ⅰ）」 主に大区分「A」の内容を中心とする研究課題。

「学術変革領域研究区分（Ⅱ）」 主に大区分「B」「C」「D」「E」の内容を中心とする研究課題。

「学術変革領域研究区分（Ⅲ）」 主に大区分「F」「G」「H」「I」の内容を中心とする研究課題。

「学術変革領域研究区分（Ⅳ）」 主な大区分「J」「K」の内容を中心とする研究課題。

（各大区分の内容については、別表2「科学研究費助成事業 審査区分表」（64頁）を参照してください。）

キ) 研究領域の構成（基準を満たしていない応募研究領域は審査に付しません。）

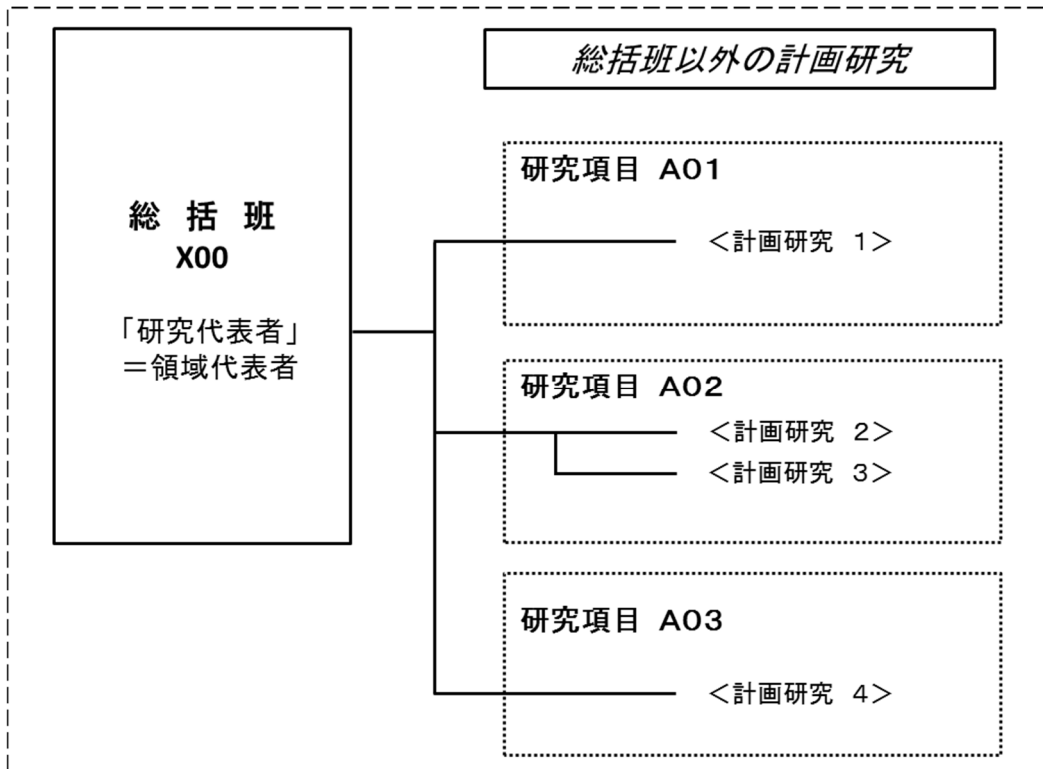
- ・ 領域代表者は、次代の学術の担い手となる研究者（令和2（2020）年4月1日現在で45歳以下の研究者）であることを必須とします。
- ・ 研究領域は、「総括班」及び「総括班以外の計画研究」により構成してください。
- ・ 「総括班」を必ず一つ設けてください。また、「総括班以外の計画研究」を複数設けてください。
- ・ 「総括班」は主に研究領域全体のマネジメントを実施するための組織です。研究の実施を目的とする計画は認めません。
- ・ 次代の学術の担い手となる研究者（令和2（2020）年4月1日現在で45歳以下の研究者）を研究代表者とする「総括班以外の計画研究」が複数含まれる領域構成としてください。
- ・ 研究期間の途中から計画研究を追加することを想定した計画は認めません。

○研究領域の構成及び役割

計画研究	総括班	研究領域の全体的な研究方針の策定、企画調整等を行う組織（ <u>研究を行わない組織</u> ）
	総括班以外の計画研究	研究領域を発展させるため、領域代表者（「総括班」の研究代表者）が、当該研究領域に関する研究を行う者をあらかじめ組織して、計画的に進める研究

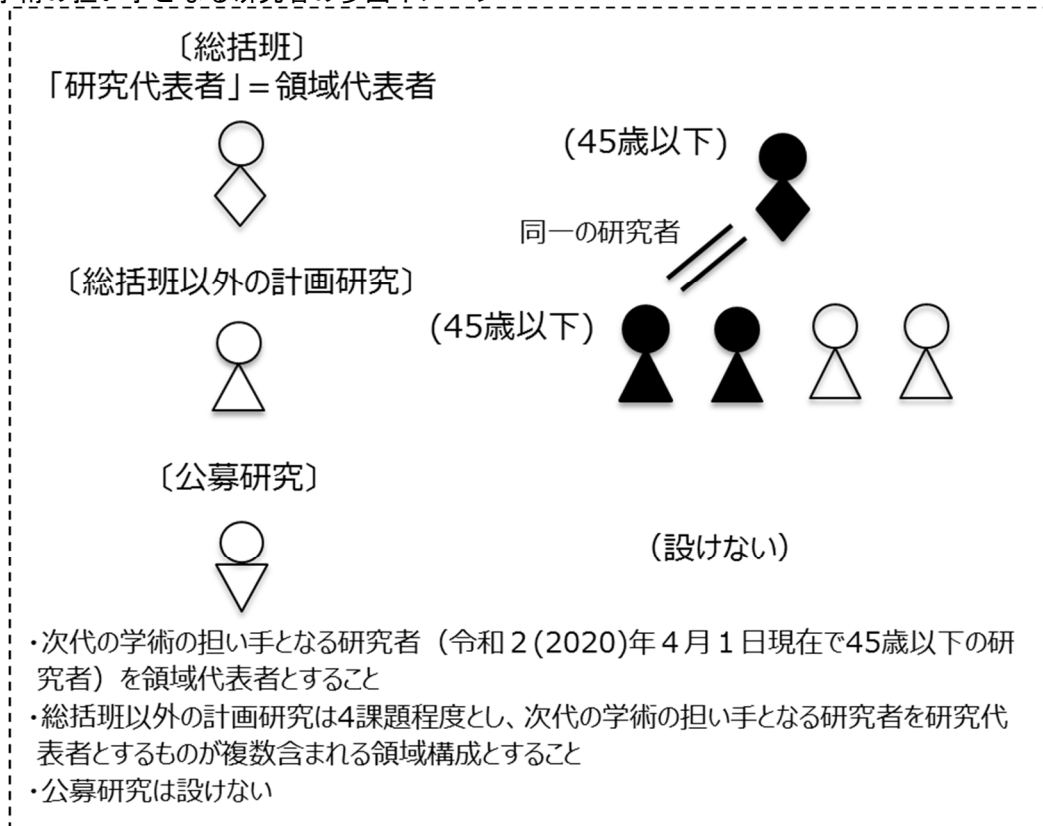
- 注 1. 研究領域を効率的に発展させるため、研究テーマや研究領域における役割などにより、「計画研究」をグループ化した研究項目を設定することができます。
2. 研究代表者の交替は、「総括班」以外は原則認められません。計画研究代表者が欠けた場合（死亡等）は、科学技術・学術審議会における審査を経た上で例外として認められる場合があります。
3. 「総括班」研究課題の直接経費を、当該研究領域の他の研究課題の研究を遂行するために直接必要とする経費として配分することは認められません。

○研究領域の構成イメージ



※研究項目には、電算処理の都合上、A01 などの研究項目番号を付すこととなりますが（総括班については X00 とします）、具体的な付番方法については、「令和 2 (2020) 年度科学研究費助成事業—科研費—公募要領（学術変革領域研究（A・B））別冊」を御覧ください。

○次代の学術の担い手となる研究者の参画イメージ



○研究領域の構成員の「総括班」への参画について

「総括班」の研究代表者及び研究分担者は、以下に示すとおりです。

「総括班」		研究領域における立場
研究代表者	=	領域代表者
研究分担者	=	「総括班以外の計画研究」の研究代表者又は研究分担者

ただし、「総括班以外の計画研究」の研究代表者は必ず「総括班」の構成員（研究分担者又は研究協力者）になるものとします。

ク) 中間評価、事後評価

- ・中間評価、事後評価は実施しません。
- ・学術変革領域研究（B）における研究成果を基に学術変革領域研究（A）へ応募するものについては、学術変革領域研究（A）の審査時に、当該研究成果についても審査対象とする予定です。

ケ) 留意事項

- ・一人の研究者が領域代表者として学術変革領域研究（B）を受給できるのは、1回に限ります（ここで言う「受給」とは交付決定を受けることを言います。）。
- ・「領域計画書（概要版）」による事前の選考を行います（応募件数が少ない場合、事前の選考は行いません。）。

コ) その他

- ・データマネジメントプラン（DMP）の提出について
研究データの管理・利活用に関しては、「第5期科学技術基本計画」（平成28(2016)年1月22日閣議決定）及び「統合イノベーション戦略2019」（令和元(2019)年6月21日閣議決定）等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められています。
このため、学術変革領域研究においては、採択された研究領域の領域代表者に対し、交付申請時に、当該研究領域における研究成果や研究データの保存・管理等に関するデータマネジメントプラン（DMP）の提出を求める予定です。
- ・学術変革領域研究においては、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の終了研究領域を対象としている「終了研究領域の研究成果の取りまとめを行うための経費」の公募は行わない予定です。

(3) 重複制限の取扱い等

ア) 「学術変革領域研究（A・B）」に関する重複制限の取扱い

「学術変革領域研究（A・B）」の研究代表者及び研究分担者に関する重複制限については、別表1「重複制限一覧表」（30頁～34頁参照）のとおりです。応募書類を作成する前に、必ず確認してください。

イ) 応募書類や応募方法等

「学術変革領域研究（A）」に応募する場合と「学術変革領域研究（B）」に応募する場合は、応募書類や応募方法が異なりますので注意してください。なお、詳細については、「IV 応募する方へ」の「3 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等」を確認してください。

Ⅲ 公募の内容

1 公募する研究種目

今回、文部科学省が公募する研究種目は次のとおりです。

学術変革領域研究（A・B）

2 応募から交付までのスケジュール

(1) 応募書類提出期限までに行うべきこと

研究代表者は所属研究機関と十分連携し、適切に対応してください。

日 時	研究代表者が行う手続 (詳細は、「Ⅳ 応募する方へ」を参照)	研究機関が行う手続 (詳細は、「Ⅴ 研究機関の方へ」を参照)
令和2(2020)年 1月9日(木) 公募開始	<p>①応募書類を作成 (研究機関から付与された e-Rad の ID・パスワードにより、科研費電子申請システム(以下「電子申請システム」という。)にアクセスし作成)</p>	<p>【必要に応じて行う手続】</p> <p>①e-Rad 運用担当から e-Rad の研究機関用の ID・パスワードを取得(既に取得済の場合を除く) ※ID・パスワードの発行に2週間程度必要。</p> <p>②e-Rad への研究者情報の登録等</p> <p>③研究代表者に ID・パスワードを発行(既に発行済みの場合を除く)</p>
	<p>【必要に応じて行う手続】</p> <p>②研究組織に研究分担者を加える場合の手続</p>	<p>【必要に応じて行う手続】</p> <p>④所属する研究者が、研究分担者となることを承諾</p>
	<p>③所属する研究機関に応募書類を提出(送信) (当該研究機関が設定する提出(送信)期限までに提出(送信))</p>	<p>⑤・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出 ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出 ※平成31(2019)年4月以降に、別途、両チェックリストを提出している場合は、改めて提出する必要はありません。</p> <p>提出期限：3月16日(月)</p>
3月16日(月) 午後4時30分 提出期限(厳守)		<p>⑥応募書類の提出(送信)</p>

注1) 研究代表者が所属する研究機関に応募書類を提出(送信)（「研究代表者が行う手続」③）した後、当該研究機関は応募書類提出期限までに応募書類を提出(送信)（「研究機関が行う手続」⑥）しなければなりません。

ついては、研究代表者は「応募書類の作成・応募方法等」（35頁～44頁）等を確認するとともに、研究機関が指定する応募手続等（研究機関内における応募書類の提出期限等）について、研究機関の事務担当者に確認してください。

注2) 研究者が科研費に応募するに当たっては、事前に、e-Rad に研究者情報が登録されていなければなりません。e-Rad への登録は研究機関が行うこととしておりますので、応募を予定している者は、その登録状況について研究機関の事務担当者に十分確認してください。

注3) 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」を提出しなければなりません（「研究機関が行う手続」⑤）。提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者への交付決定を行いません。

注4) 研究分担者とともに研究組織を構成する場合、研究代表者は研究分担者となることの承諾を得る手続を電子申請システムで行う必要があります（「研究代表者が行う手続」②）。また、研究分担者は、所属する研究機関から研究分担者となることの承諾等を得る必要があります（「研究機関が行う手続」④）。

研究分担者が所属する研究機関から当該研究課題の研究分担者となることの承諾等を得ていない場合、研究代表者は研究計画調書を研究機関に提出（送信）することができません。そのため、速やかに研究組織を構成してください（42頁参照）。

(2) 応募書類提出後のスケジュール（予定）

「学術変革領域研究（A）」に応募する場合には、応募書類提出後のスケジュールが他の研究種目と異なるため、「IV 応募する方へ」を十分確認してください。

学術変革領域研究（A）	学術変革領域研究（B）
令和2（2020）年 4月～10月 審査※ 10月下旬 交付内定 11月中旬 交付申請 11月下旬 交付決定 11月頃 審査結果開示 12月中旬 送金	令和2（2020）年 4月～9月 審査※ 9月下旬 交付内定 10月中旬 交付申請 10月下旬 交付決定 10月頃 審査結果開示 11月中旬 送金

※ 審査業務は文部科学省が行い、交付内定以降の交付業務は日本学術振興会が行います。